

レセプト情報・特定健診等情報の オンサイトセンターについて

平成27年1月28日

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
保険システム高度化推進室

オンサイトセンター設置までの経緯

○平成22年度～23年度

- ◆ レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドラインを制定し、公表(平成23年3月)
- ◆ レセプト情報・特定健診等情報の提供に関する事前説明会の開催(平成23年5月)
- ◆ 申出書審査を行い研究者等の第三者に提供を開始(平成23年11月～)

○平成24年度～25年度

- ◆ 「レセプト情報・特定健診等情報データの第三者提供の在り方に関する報告書」(平成25年1月)において、「より円滑なデータ提供のためには、探索的な研究や希少疾患の研究に有効で、患者や個人立の医療機関の情報を保護することができる、オンサイトセンターでのPrivacy Preserving Data Mining等を用いたデータの利活用について検討を進めることが望ましい。」との報告を受ける。
- ◆ 報告書を踏まえ、以下の類似するオンサイトセンターを視察し、セキュリティの状況、利用手続等について情報を収集する。
 - 一橋大学 経済研究所附属社会科学統計情報研究センター
 - 統計数理研究所 オンサイト解析室
 - 滋賀医科大学 アジア疫学研究センター
- ◆ 研究者へのアンケート調査等により、次のような課題を把握
 - レセプト情報等の研究のためデータ提供を受けるためセキュリティ要件を満たした施設の準備が困難
 - 膨大なデータを取り込むための機器等の準備が困難
 - レセプト情報等を分析するためのデータベース構築にITの専門性が必要であるが人材がいない。等
- ◆ 平成26年度予算において、オンサイトセンター構築のための経費が計上される。

○平成26年度

- ◆ オンサイトセンターの運営等を厚生労働省と連携協力し行う機関を公募し、東京大学及び京都大学とそれぞれ協力連携協定を締結する。(平成26年10月)
- ◆ 27年4月から運用開始予定

オンサイトセンターでのデータ提供

平成27年4月以降、レセプト情報等を取り扱うためのセキュリティ環境の準備が困難であった小規模な研究機関等に所属の研究者においても利活用の機会が確保されるようオンサイトセンターを開設することとした。

現在の第三者提供



データセンター

- 依頼に応じ、データセンターのスタッフがデータを抽出し、媒体に複製する。
- 複製された媒体を、厚生労働省に送付する。
- データセンター自体は厳重なセキュリティが施されている。



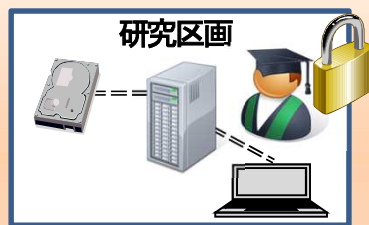
厚生労働省
保険局



研究機関

移動するのは
データ

- 実地監査を行うものの、利用者における実際の日々の利用状況を全て把握するのは困難。
- 研究機関そのものの構造により、セキュリティに限界がある場合がある
- データ輸送時の紛失、漏洩といったリスクも存在する。



オンサイトセンターでの利用



データセンター

- データセンターのスタッフは、オンサイトセンターを利用し研究者が作成した集計表情報を内容を確認磁気媒体に出力する。



オンサイトセンター

- 利用者はオンサイトセンターに直接出向き、決められたデータにアクセスし集計を行う。
- 厚生労働省は分析過程はすべてログ記録を残し、最終的に集計表情報を磁気媒体に出力したものを、審査のうえ利用者に渡す。
- 機器操作について、ヘルプデスクにより利用者をサポートする。
- 研究機関などに、十分にセキュリティを確保した施設として整備する。



利用者は、厚生労働大臣からの申出承諾後に利用



研究機関



移動するのは
利用者

- 利用者が申出を行い、厚生労働省が承諾すれば、利用者が直接オンサイトセンターに行き、データの集計を行う。
- 研究機関に個票データではなく集計表データを渡す。

オンサイトセンターの役割

オンサイトセンターは、セキュリティ環境の提供の役割に加え、仮説生成型研究を進める意義も担う可能性が考えられる。厚生労働省と連携協力機関による研究・普及・啓発により、これらの役割を推進することが考えられる。

1) レセプト情報等の利用者に対する役割

- ① レセプト情報等を安全に活用するための場所を提供
- ② NDB本体に専用の通信回線を用いてアクセスし、各種ツール類を用いて抽出・分析が可能なシステム的な環境を提供
- ③ システム的な利用に関しヘルプデスク^{*}を設置し対応
(^{*}厚生労働省のシステム運用業務委託先が対応)

2) レセプト情報等の利用に関する情報発信

- ① 研究成果の発表の場の設定
- ② レセプト情報等の第三者へのデータ提供制度に関する普及・啓発

3) レセプト情報等に関する研究

連携協力に関する基本協定書締結(平成26年10月1日)

連携協力機関



厚生労働省



(連携協力事項)

- (1)レセプト情報・特定健診等情報データベースのオンサイトセンターの運営
- (2)レセプト情報等の第三者へのデータ提供制度に関する普及・啓発
- (3)レセプト情報等に関する研究

連携協力に関する基本協定書(抄録)

参考

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙の能力、人材等を活かし、相互の緊密かつ組織的な連携協力を図ることにより、レセプト情報・特定健診等情報データの利用機会の充実及び利活用の高度化を推進し、医療サービスの質の向上等を目指した正確な根拠に基づく施策の推進に有益な研究に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について緊密かつ組織的な連携協力を図るものとする。なお、詳細については、レセプト情報等の提供に関するオンサイトセンターの事務処理要領による。

- (1)レセプト情報・特定健診等情報データベースのオンサイトセンターの運営
- (2)レセプト情報等の第三者へのデータ提供制度に関する普及・啓発
- (3)レセプト情報等に関する研究
- (4)その他協定の目的を達成するために必要な事項

(レセプト情報・特定健診等情報データベースのオンサイトセンターの運営)

第3条 甲及び乙は、レセプト情報・特定健診等情報データベースのオンサイトセンターの運営に関して相互に連携協力し、レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドラインに基づき、レセプト情報等の提供依頼を申出て、厚生労働大臣からレセプト情報等の提供が認められた利用者に対して、甲内の情報セキュリティ対策が講じられた施設において乙が管理するレセプト情報・特定健診等情報データベースと通信回線で結ばれた端末の利用環境を提供する。また、利用環境の提供に当たって必要な事務を行うものとする。

(レセプト情報等の第三者へのデータ提供制度に関する普及・啓発)

第4条 レセプト情報等を用いた研究成果の発表の場を設けること又はレセプト情報・特定健診等情報の第三者へのデータ提供制度に関する研修会の開催などレセプト情報等の利活用の普及・啓発を行う。

(レセプト情報等に関する研究)

第5条 オンサイトセンター施設管理者及び甲に所属する研究者を中心とした研究グループを設置し、当該研究グループにおいてレセプト情報等に関する研究テーマを定め、研究を実施し公表する。

オンサイトセンターの利用の流れ (案)

オンサイトセンター利用の流れ(案)①

—厚生労働大臣から提供の承諾を得る—

提供依頼申出を行い有識者会議での審査

①から⑥は従来の流れと同様

- ①事前相談
- ②レセプト情報等の提供依頼申出書(様式1)の提出
- ③レセプト情報等の提供依頼申出書(様式1)の事前審査(研究内容・抽出条件・セキュリティ要件)
- ④有識者会議の審査
- ⑤厚生労働大臣の承諾通知
- ⑥提供依頼書(誓約書添付)提出
- ⑦希望するオンサイトセンターへ承諾された者について(承諾通知及び誓約書の写し)連絡

審査等の流れ

ガイドラインに基づき、レセプト情報に関する提供の申出を行い、厚生労働大臣の承諾を得る



オンサイトセンター利用の流れ(案)②

ーオンサイトセンターへの利用申請及び初期登録ー

オンサイトセンター利用申請及び登録

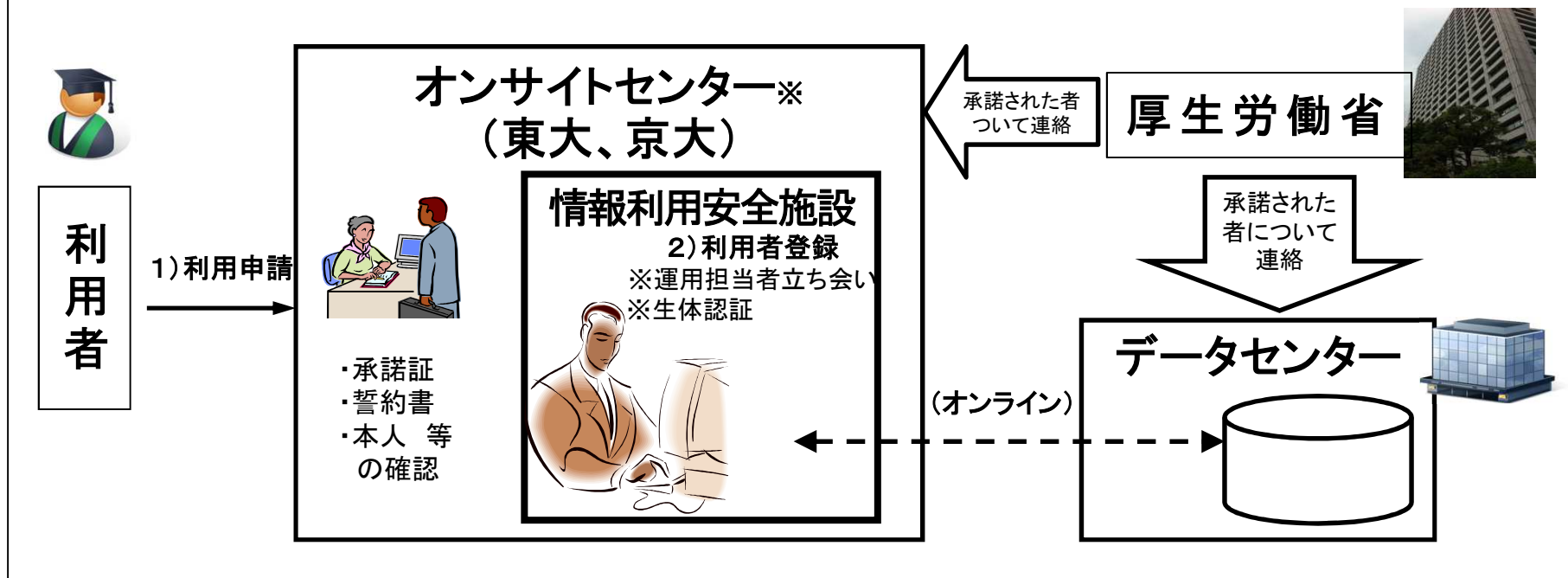
1) 希望するオンサイトセンターへの利用申請
(添付書類等)

- 厚生労働大臣承諾書の写し
- 誓約書の写し
- 本人確認が可能な証明書(運転免許証等)

2) 利用者登録等

- 利用者IDの払い出し
(生体認証によるID登録)
- 入室許可書の払い出し
- カードキー及び個室キーの貸与
- 操作マニュアルの貸与

オンサイトセンター利用申請及び登録(模式図)



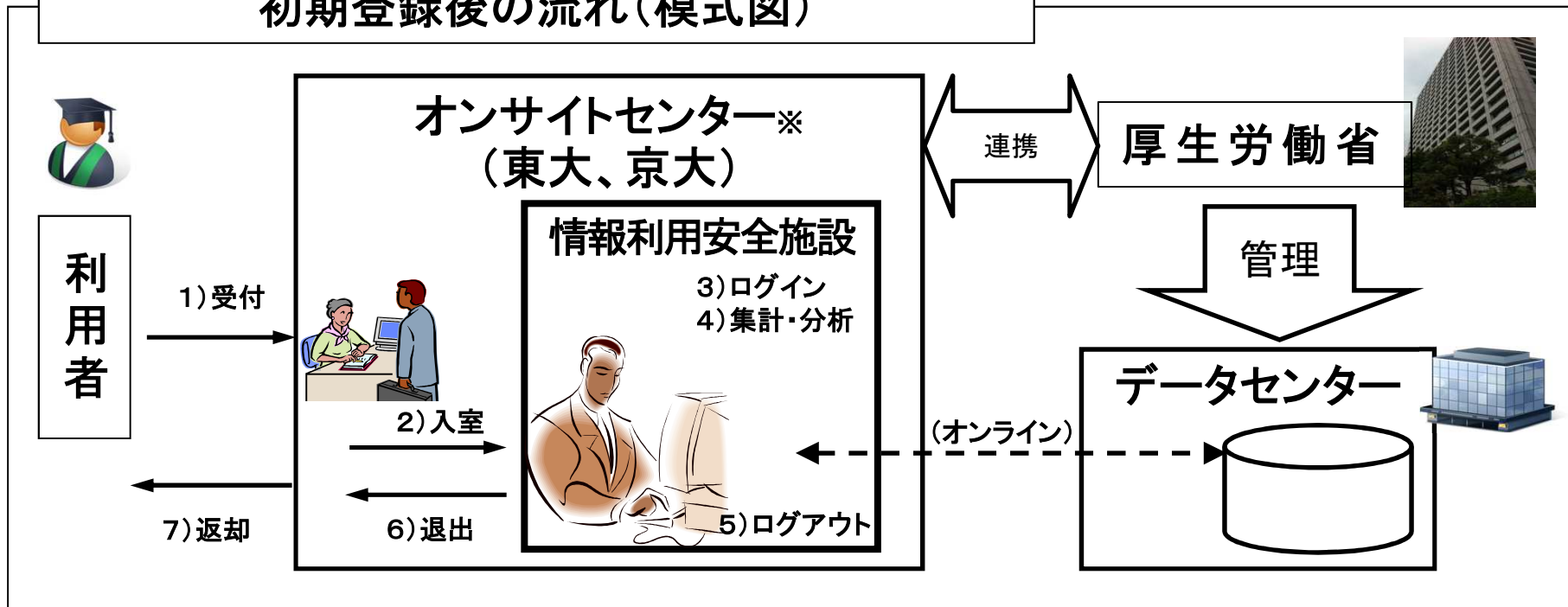
オンサイトセンター利用の流れ(案)③

— 初期登録後の利用 —

初期登録後の利用

- 1) 受付
 - 入退出管理簿への氏名、入室時間等の記入
 - 入室許可書の払い出し
 - カードキー及び個室キーの貸与
- 2) 情報利用安全施設への入室
 - カードキー及び個室キーにより入室
- 3) ログイン
 - 利用者ID及び生体認証によりログイン
- 4) 集計・分析
 - ツール等を利用し分析
- 5) ログアウト
- 6) 退出
 - 個室に鍵をかけ、カードキーにより退出
- 7) 入出許可証等の返却
 - 入室許可書、カードキー及び個室キー返却
 - 入退出管理簿への、退室時間の記入

初期登録後の流れ(模式図)



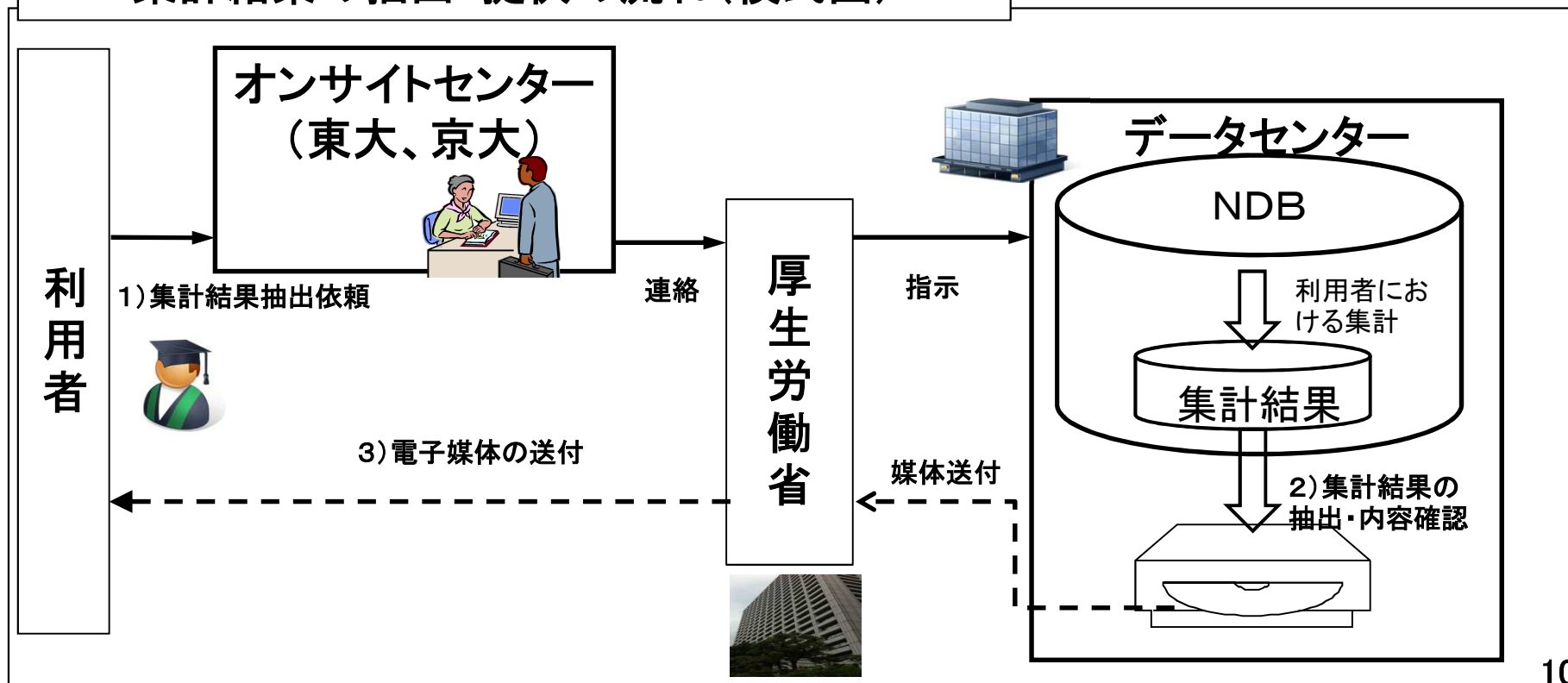
オンサイトセンター利用手続(案)④

ー集計結果の受け取りー

集計結果の抽出・提供

- 1) オンサイトセンターへ集計結果抽出依頼書提出 (依頼内容)
 - 抽出するファイル名 (容量を含む)
 - 電子媒体の送付先 等
- 2) 集計結果の抽出・内容確認 (厚生労働省)
 - 利用者IDに基づき、対象ファイルを抽出
 - 内容を確認後、電子媒体に収録
- 3) 電子媒体の送付 (厚生労働省)
 - 利用者に媒体を送付

集計結果の抽出・提供の流れ(模式図)



オンサイトセンター稼働に向けた課題と準備

予想される課題等

- ✓ 提供依頼申出の際の審査の基準等について概ね通常の第三者提供のものを踏襲できるのかどうか。
- ✓ どのような利用パターンが想定されるのか。
 - 定型帳票(ダッシュボード)のみの利用者→比較的短期間で最終成果物を出力。
 - 本格的な研究をオンサイトと自研究室とで連続的に行う利用者
→データ出力に特別抽出の要件が求められる。
- ✓ システムがそもそも安定に稼働するのかどうか。(性能の限界、ワークエリアの割当て、その他)

➤ 審査のタイミングや、それに合わせた審査項目、主な審査方針、事前に明確にすべき事項、許容される研究の修正範囲、等検討が必要。

当面の方向性

一定期間(例えば半年程度)、連携協力機関による試行的な利用をすすめ、ここからのフィードバックを踏まえ、本会議において、利用方法と、事前出力時審査の在り方等を検討してはどうか。